

Akira Ehara

送信者: "WWW-ADMIN-OUT" <WWW-ADMIN-OUT@mhlw.go.jp>
宛先: <akira.ehara@nifty.com>
送信日時: 2007年1月19日 19:11
件名: FW: ご質問(「今後の労働契約法制の在り方について」及び「今後の労働時間法制の在り方について」についての労働政策審議会からの答申について)

江原様

お答えさせていただきます。

「ホワイトカラー・エグゼンプション」と報道されている

「自由度の高い働き方にふさわしい制度」の対象となる労働者の要件としましては、

- ①労働時間では成果を適切に評価できない業務に従事する者であること
 - ②業務上の重要な権限及び責任を相当程度伴う地位にある者であること
 - ③業務遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする者であること
 - ④年収が相当程度高い者であること
- の4つを全て満たすことを想定しています。

一般的な普通の労働者の方がこの要件を満たすことはできません。

現在でも、経営者と同じくらいの権限や待遇を受けている労働者の方は

「管理監督者」として、労働時間や休日に関する規制の対象から除外されておりますが、

今回の制度は、その一手手前で上記①～④の要件を満たす

ごく限られた一部の労働者の方を対象とすることを考えております。

また、健康を確保するための措置としまして

週休2日相当程度の休日(年間104日)を必ず確保することや

この制度で働くことについて本人の同意(もちろん、拒否した場合の不利益取扱いは禁止です)

が必要となることも盛り込んでおり、過労死等が起こらないように相当な配慮がなされております。

もちろん、企業側に対しましても、

健康確保の観点から労働時間の状況の把握や

長時間労働がなされている場合には健康・福祉確保措置を実施することを

義務づけることを考えております。

医師がこの制度の対象となるかですが、

上記の要件に照らすと、

「患者との関係のために、一定の時間帯を設定して行う診療の業務に従事する医師」については、労働時間と成果との相関があり、時間配分についての自由度もないため、上記の①、③の要件を満たすことが不可能であり、新制度の対象とならない可能性が高いと思われます。

一方、「大学における研究の業務に従事する医師」については、

労働時間と成果との関連が弱く、時間配分についての自由度もあるため、

要件を満たせばこの制度の対象者となる可能性があると思われます。

From: www-admin@mhlw.go.jp on behalf of akira.ehara@nifty.com[SMTP:AKIRA.EHARA@NIFTY.COM]

Sent: Sunday, January 14, 2007 6:59:55 PM

To: WWW 管理者(www-admin)

Subject: ご質問(「今後の労働契約法制の在り方について」及び「今後の労働時間法制の在り方について」についての労働政策審議会からの答申について)

Auto forwarded by a Rule